

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組みについて

2024年6月1日

独立行政法人奄美群島振興開発基金

当基金では、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨を尊重し、遵守するとともに、誠実に対応するよう努めてまいります。具体的には、保証契約の必要性などについて十分検討するとともに、その内容（※）をお客さまへ丁寧に説明いたします。

（※）経営者保証が必要と判断した場合には、保証を必要とする理由、保証契約の変更・解除の可能性が高まるポイントなど。

また、事業承継時においても、2019年12月に公表された『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則』の趣旨を踏まえた取り組みを実施するよう努めてまいります。

○「経営者保証に関するガイドライン」における要件

1. 保証契約を締結する場合、または既存の保証契約の見直しがあった場合は、次の要件を確認し、総合的に判断して保証契約の必要性を検討します。
 - ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られているか
 - ② 財務基盤の強化が図られているか
 - ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか
2. 保証債務の整理について申し立てがあった場合は、ガイドラインに則って関係する他の金融機関や外部専門家等と十分連携・協力のうえ、誠実に対応します。
3. 事業承継の場合は、原則として、前経営者、後継者の二重保証を求めません。